

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置）</p> <p>第十一条 標準的手法採用行は、株式及び株式と同等の性質を有するもの（新銀行告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号に掲げる投資以外の投資（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和八年金融庁告示第 号）による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十六条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される投</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置）</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号に掲げる投資以外の投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>資を除く。） 次のイからホまでに掲げる期間の区分に じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウエイト 「イ」ホ 略 「2」4 略</p>
	<p>「イ」ホ 同上 「2」4 同上</p>